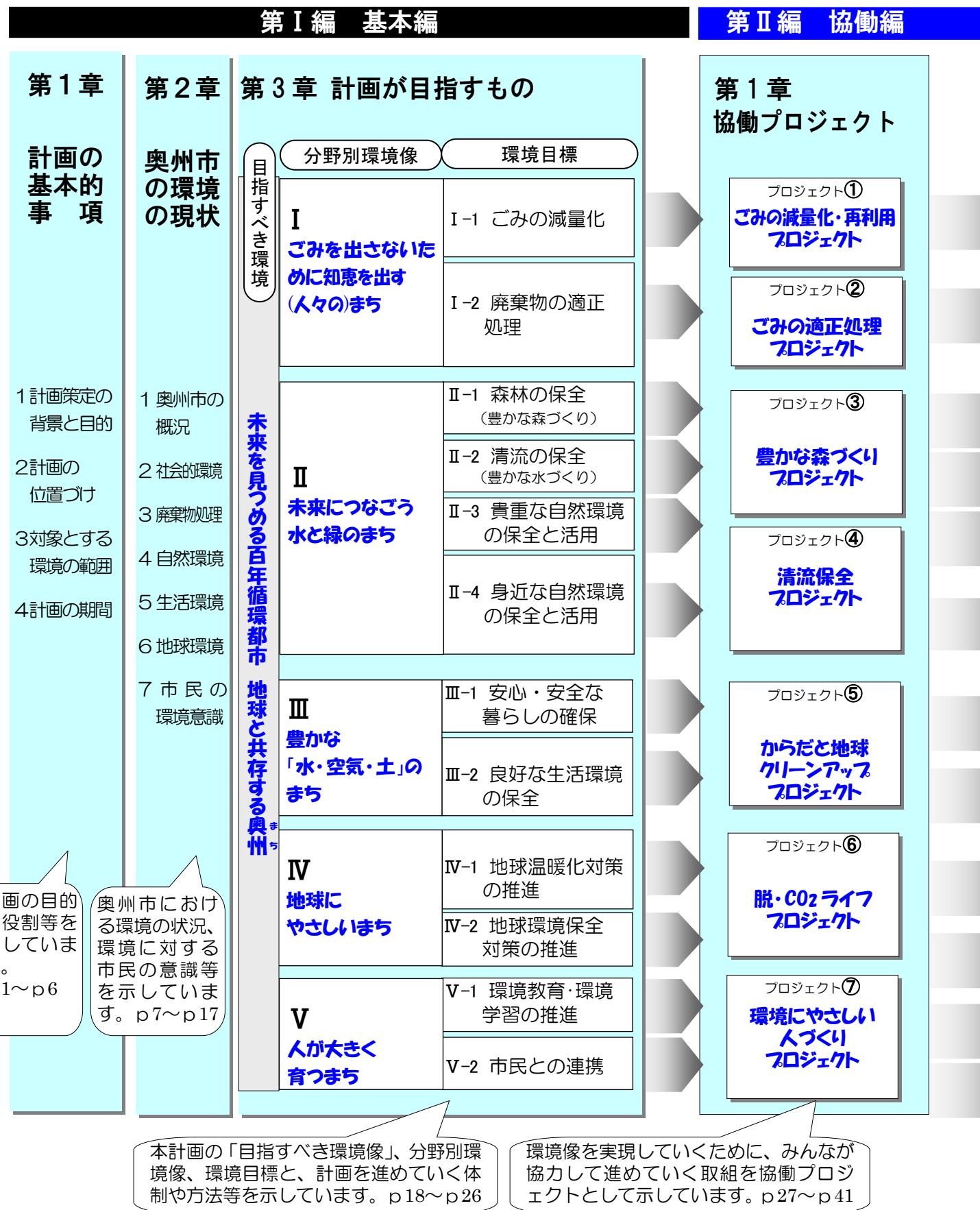


3 計画の構成（取組の構成）

本計画は、「第Ⅰ編 基本編」「第Ⅱ編 協働編」「第Ⅲ編 地域編」の3編からなります。



「第Ⅰ編基本編」は、本計画の目的や位置づけ、各主体の役割、目指すべき環境像や環境目標等を示します。「第Ⅱ編協働編」は、市民・市民団体・事業者・市が協働で取り組んでいくプロジェクトや各主体の環境保全行動を、「第Ⅲ編地域編」は地区別の環境配慮の内容を示します。

第Ⅱ編 協働編

第Ⅲ編 地域編

地区別
環境配
慮指針

1 水沢区

2 江刺区

3 前沢区

4 胆沢区

5 衣川区

第2章 環境保全行動(エコアクション)指針 (市民・市民団体・事業者)

減らす・防ぐ暮らし	守る暮らし	創り・育む暮らし
エコアクション I-1A ごみを減らす暮らし		エコアクション I-1C 資源の循環を育む暮らし
エコアクション I-2A 不法投棄を防ぐ暮らし		エコアクション I-2C 環境美化を育む暮らし
	エコアクション II-1B 森を守る暮らし	エコアクション II-1C 森を育む暮らし
	エコアクション II-2B 清流を守る暮らし	エコアクション II-2C 清流を育む暮らし
	エコアクション II-3B 貴重な自然を守る暮らし	
	エコアクション II-4B 身近な自然を守る暮らし	エコアクション II-4C 自然との共生とふれあいを育む暮らし
エコアクション III-1A 有害物質の使用を減らす暮らし		エコアクション III-1C 食文化を育む暮らし
	エコアクション III-2B 良好な大気・水を守る暮らし	
エコアクション IV-1A CO ₂ を減らす暮らし		エコアクション V-1C 環境の心を育む暮らし
		エコアクション V-2C 環境パートナーを育む暮らし

環境の保全等を進めていくための市民・市民団体・事業者の皆さんの取組を暮らしの視点から示しています。p 42～p 60

市の環境の保全等に関する取組（施策）について協働プロジェクトを軸として示しています。p 61～p 70

各地区的環境の状況、まちづくり等に際して環境面から配慮すべき内容を示しています。p 71～p 93

第3章 市の取組

環境の保全等に関する施策の展開

- I-1-① ごみの発生抑制
- I-1-② 再使用の促進
- I-1-③ リサイクルの推進
- I-2-① ごみ収集の適正化・効率化
- I-2-② 廃棄物の適正処理
- I-2-③ 不法投棄の防止
- I-2-④ 環境美化の推進
- II-1-① 森林の保全
- II-1-② 森林の機能の保全と活用
- II-2-① 豊かな水環境の保全
- II-2-② 健全な水循環の保全と活用・実態把握
- II-3-① 多様な生物の生息・生育環境の保全
- II-3-② 自然景観・資源の保全と活用
- II-4-① 里地里山の保全と活用
- II-4-② 開発事業等環境への事前調査及び対策
- III-1-① 環境にやさしい土づくり(食の安全確保)
- III-1-② 化学物質からの安全確保
- III-2-① 良好的な水環境の保全
- III-2-② 快適な生活環境の保全
- IV-1-① 省資源・省エネルギー(地産地消)の推進
- IV-1-② 再生可能エネルギー*の利用促進
- IV-2-① 地球環境保全対策の推進
- V-1-① 環境教育・環境学習の推進
- V-1-② 環境情報の充実・提供
- V-2-① 環境指導員の育成
- V-2-② 環境ネットワークの形成

3-4 計画の構成（取組の構成）

計画の基本的事項

奥州市の環境の現状

計画が目指すもの

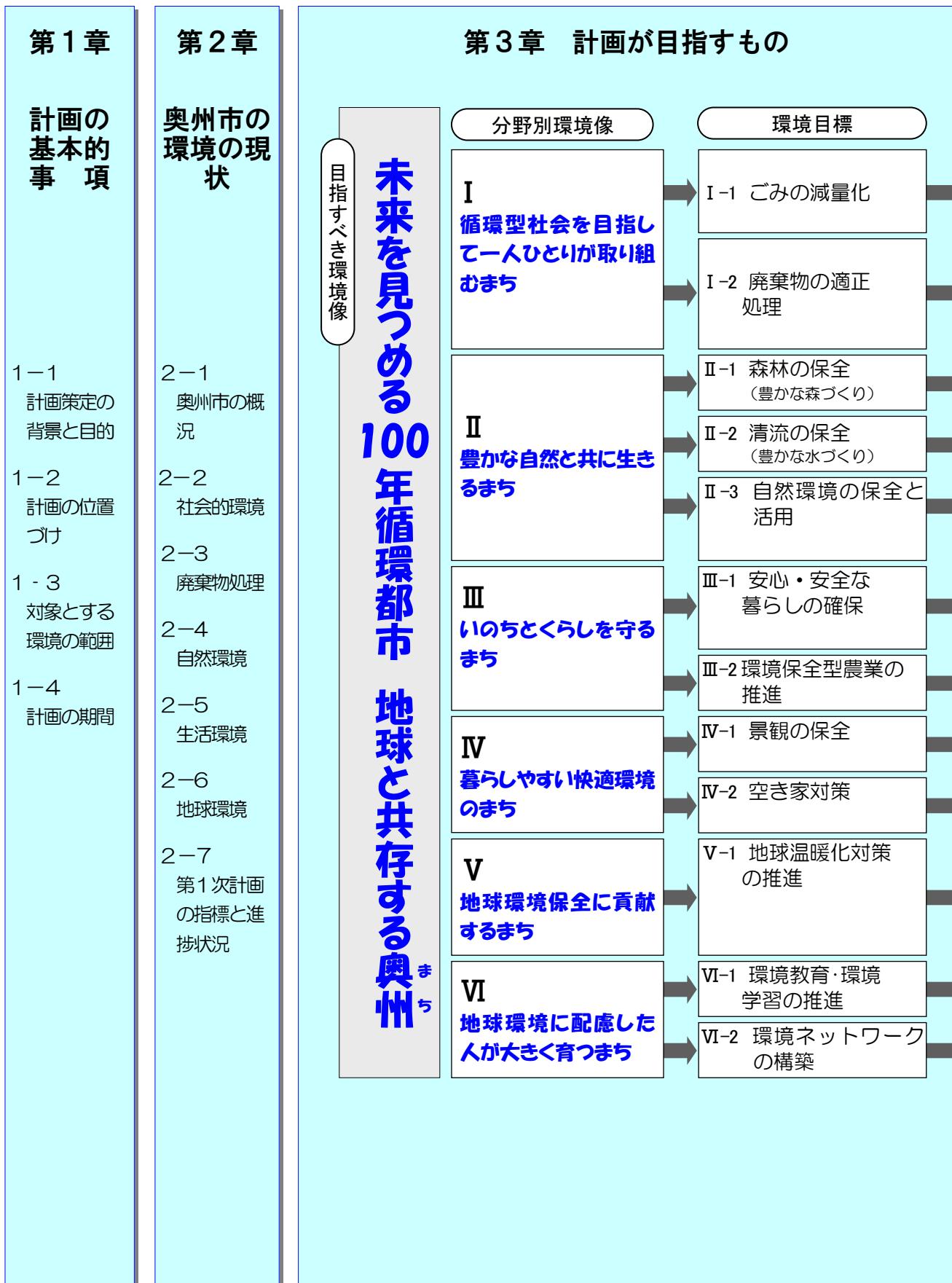
環境保全行動指針

地域別環境配慮指針

市の取組

計画の推進

資料編





3-3 環境目標と計画指標

本計画では、分野別環境像の実現を目指していくための環境目標を次のように定め、その実現に向けて、市民・市民団体・事業者・市、それぞれの取り組みや施策を進めていきます。また、これらの取り組みや施策の推進の目安となる計画指標を定め、計画的な取り組みの展開を図っていきます。なお、これらの指標以外は、総合計画が掲げる指標によるものとします。

分野別環境像 I 循環型社会を目指して一人ひとりが取り組むまち

(環境目標)

(環境目標の内容)

I-1 ごみの減量化 (3Rの推進)	
I-2 廃棄物の適正処理	

- ごみの発生抑制、再使用の促進及び再資源化の推進や省資源への取り組みを積極的に推進し、食品ロス削減推進計画の策定により食べ物を無駄にしない意識の醸成を図り、ごみの減量化を目指します。
- 廃棄物が適正に処理され、不法投棄のない清潔なまちづくりを目指します。

計画指標	現 状	目 標
① 1人1日当たりのごみの排出量	令和2年度 514g/人/日 (資源物及び事業系を除く)	初期(平成29~30年度) 470g/人/日以下 前期(令和1~3年度) 450g/人/日以下 後期(令和4~8年度) 489g/人/日以下
② ごみリサイクル率(総資源化率)	令和2年度 13.0%	初期(平成29~30年度) 20.0%以上 前期(令和1~3年度) 23.0%以上 後期(令和4~8年度) 26.0%以上
③ 事業系ごみの年間排出量	令和2年度 12,282t/年	初期(平成29~30年度) 11,900t/年 前期(令和1~3年度) 11,300t/年 後期(令和4~8年度) 11,300t/年
④ ごみ・リサイクル出前講座実施回数	令和2年度 13件/年 (平成28年度より実施)	初期(平成29~30年度) 30件/年 前期(令和1~3年度) 42件/年 後期(令和4~8年度) 60件/年
⑤ 不法投棄常習箇所数	令和2年度 23箇所	初期(平成29~30年度) 30箇所 前期(令和1~3年度) 27箇所 後期(令和4~8年度) 17箇所

分野別環境像 II 豊かな自然と共に生きるまち

(環境目標)

II-1 森林の保全



●森林の保全や整備を進め、森林の多様な機能が発揮される豊かな森づくりを目指します。

II-2 清流の保全



●市内に源を発する清流や水源かん養機能等の健全な水循環の保全と確保を目指します。

II-3 自然環境の保全と活用



●野生動植物の生息・生育環境の保全等により生物多様性を確保するとともに、外来動植物による影響を最小限にとどめ、優れた自然環境を保全し、将来世代に継承します。

計画指標	現 状	目 標
① 森林面積	令和2年度： 58,566ha	現状の面積を維持して行く
② 市有林整備面積（年間）	令和2年度： 16.54ha	毎年20haの整備を目指していく
③ 森林保全活動への参加延べ人数	平成28年度：765人 (9事業)	初期(平成29~30年度)800人 前期(令和1~3年度)800人 後期(令和4~8年度)800人
④ 水生生物調査参加団体数(環境省・国土交通省が主体の水生生物調査への市内団体等の登録数)	平成27年度：17団体 (環境省関係：14団体) (国交省関係：3団体)	初期(平成29~30年度)15団体 前期(令和1~3年度)20団体 後期(令和4~8年度)25団体
⑤ 水路等の清掃活動への参加延べ人数	平成27年度：6,152人 (胆沢平野土地改良区 幹線刈り払い延べ人数)	初期(平成29~30年度)6,150人 前期(令和1~3年度)6,150人 後期(令和4~8年度)6,150人
⑥ 鳥獣保護区指定箇所数	平成27年度：9箇所	9箇所を維持して行く
⑦ 狩猟免許取得者数	平成27年度：33人 獵銃11人(重複あり) わな22人(重複あり)	初期(平成29~30年度)30人 前期(令和1~3年度)30人 後期(令和4~8年度)30人
⑧ 猟友会会員数	平成27年度：185人 胆沢96人 江刺89人	初期(平成29~30年度)190人 前期(令和1~3年度)200人 後期(令和4~8年度)220人

分野別環境像III いのちとくらしを守るまち

(環境目標)

安心・安全な 暮らしの確保		
------------------	--	--

(環境目標の内容)

- 土壌汚染の防止や有害化学物質対策、食の安全の確保等により安心・安全な暮らしの実現を目指します。

III-2 環境保全型農業の推進		
------------------	--	--

- 環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を推進します。

計画指標	現 状	目 標
① 公共水域の水質の環境基準達成状況	平成 27 年度 (A 類型) 70.6%	調査河川の全ての調査地点が A 類型達成 (大腸菌群数を除く。) を目指す。
② 污水処理人口普及率	平成 27 年度 : 78.6%	令和 8 年度目標値 : 94.4%
③ 地下水の環境基準達成率	平成 27 年度 : 基準値以内 (15 郡所)	調査項目が基準値以内
④ 大気中の二酸化窒素濃度	平成 27 年度 : 基準値以内 (水沢・江刺)	調査項目が基準値以内
⑤ 締結済の公害防止協定数	令和 2 年度 : 349 件	維持、増加させていく
⑥ 特別栽培米等生産割合	平成 27 年度 : 66.3%	初期 (平成 29~30 年度) 66.3% 前期 (令和 1 ~ 3 年度) 66.3% 後期 (令和 4 ~ 8 年度) 66.3%

分野別環境像IV むらしやすい快適環境のまち

(環境目標)

IV-1 景観の保全		
------------	--	--

(環境目標の内容)

- 環境と調和した建造物の保護と景観形成を目指します。

IV-2 空き家対策		
------------	--	--

- 空き家の有効活用を進めるとともに、周辺に影響を与える特定空家等の管理不適切な空き家の解消を目指します。

計画指標	現 状	目 標
① 指定文化財件数	平成 27 年度 : 296 件 (国 18 件、県 51 件、市 227 件)	指定件数を維持して行く
② 助言・指導などを行った特定空家等※に対する問題の解決に至った年間件数	- (実績なし)	初期 (平成 29~30 年度) 10 件／年 前期 (令和 1 ~ 3 年度) 20 件／年 後期 (令和 4 ~ 8 年度) 次期空家等対策計画に基づく
③ 空き家バンクにおける売買または賃貸契約の成立件数	平成 27 年度 : 11 件	初期 (平成 29~30 年度) 25 件／年 前期 (令和 1 ~ 3 年度) 25 件／年 後期 (令和 4 ~ 8 年度) 次期空家等対策計画に基づく

【用語の説明】(文中の※印の説明は、99 ページ以降にまとめて記載しています)

※ 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

分野別環境像V 地球環境保全に貢献するまち

(環境目標)

V-1 地球温暖化対策の推進



(環境目標の内容)

- 省資源・省エネルギーの推進や新エネルギーの利用等、温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化防止に貢献します。

計画指標	現 状	目 標
① おうしゅうエコ事業所制度登録数	平成27年度：72事業所	初期（平成29～30年度）73事業所 前期（令和1～3年度）75事業所 後期（令和4～8年度）80事業所
② 環境マネジメントシステム(ISO14001、EA21、KES、グリーン経営)認証事業所数	平成27年度：41事業所 ISO14001 18事業所 EA21 10事業所 KES 3事業所 グリーン経営 10事業所	初期（平成29～30年度）増やしていく↗ 前期（令和1～3年度）増やしていく↗ 後期（令和4～8年度）増やしていく↗
③ いわて地球環境にやさしい事業所認定数	平成27年度：23事業所	初期（平成29～30年度）増やしていく↗ 前期（令和1～3年度）増やしていく↗ 後期（令和4～8年度）増やしていく↗
④ エコショッピングいわて認定事業所数	平成27年度：18事業所	初期（平成29～30年度）増やしていく↗ 前期（令和1～3年度）増やしていく↗ 後期（令和4～8年度）増やしていく↗
⑤ 市公用車の低公害車の導入割合	平成27年度：4.3% (低公害車28台/647台)	初期（平成29～30年度）増やしていく↗ 前期（令和1～3年度）増やしていく↗ 後期（令和4～8年度）増やしていく↗

分野別環境像VI 地球環境に配慮した人が大きく育つまち

(環境目標)

(環境目標の内容)

VI-1 環境教育・環境学習の推進



- 豊かな環境を活かした環境教育や環境学習の推進、環境情報の提供等により環境についての理解を深めます。

VI-2 環境ネットワークの構築



- 市民の知識・経験を活かし、市民・市民団体・事業者との連携による環境づくりがなされる体制づくりを進めます。

計画指標	現 状	目 標
① 市民の環境学習イベントの参加者理解度	－（調査実績なし）	アンケート実施時において、理解度70%以上を目指す
② 市民の環境学習イベントの参加者数	－（調査実績なし）	初期（平成29～30年度）1,100人 前期（令和1～3年度）1,340人 後期（令和4～8年度）1,460人
③ 小中高等学校の児童生徒に対する環境学習実施回数	令和2年度：22回	前期（令和1～3年度）22回/年 後期（令和4～8年度）24回/年
④ 奥州市環境市民会議事業の参加延べ人数	平成27年度：499人 (総会時点)	初期（平成29～30年度）500人 前期（令和1～3年度）500人 後期（令和4～8年度）500人

※市民の環境学習イベント及び小中高等学校の児童生徒に対する環境学習実施回数の取り扱いについて
指標に用いる市民の環境学習イベント等は、定期開催が見込めるごみリサイクル出前講座等、市と奥州市環境市民会議が主催、共催する事業を対象とする。

行動指針 I-1-1 ごみを減らす暮らし

家庭や事業所から、ごみの発生を減らしていきましょう。特に、買い物袋（マイバッグ等）の持参、レジ袋や包装紙を断る、使い捨て製品の購入・使用を極力控えるなど、すぐにごみとなるものは買わない、もらわない、家庭に持ち込まないなど、ごみの発生を減らす取り組みを進めていきましょう。

また、不要になった物をできる限り再使用するほか、発生してしまったごみは、分別を徹底し、資源としてリサイクルが進められるよう協力しましょう。



リサイクルステーション

主体ごとの役割分担

(● : 重点項目)

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●環境学習会に積極的に参加します。 ●マイバッグを持参します。 ●包装は簡易なものを選びます。 ●エコ商品を購入します。 ○電化製品や家具・日用品は大切にし、修理するなど、できる限り長く使用します。 ○エコクッキング※など、調理屑や食べ残しが出ないような工夫をします。 ○廃棄時に処理困難となるものを購入・使用しないようにします。 ○ごみの分別によるリサイクルを進めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●マイバッグ運動に取り組みます。 ●エコ事業所に登録します。 <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品等の製造・販売の自粛 ・廃棄処理困難な商品等の製造・販売の自粛 ・有害化学物質を発生する商品等の販売の自粛 ・廃棄方法(分別・資源化方法など)の明記など ●生産工程等を見直し、廃棄物の減量化に努めます。 ●容器包装を簡易にします。 ○廃棄物の資源化と減量化を徹底します。 ○広告紙は必要最低限にします。 ○多量排出事業者は、減量化・資源化計画等の作成・実行と、環境報告書の作成を進めます。 ○建設事業における産業廃棄物の削減や適正処理及び再生資材の利用を推進します。 ○建築物の解体や建設に伴う廃材の分別徹底と有効利用や資源としてのリサイクルに努めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ減量に向けた意識啓発をします。 ●環境学習会を支援します。 ○市民・事業者・市と協働して、全市的なごみの減量に努めます。 ○マイバッグ運動を支援していきます。
市の取組	<ul style="list-style-type: none"> I-1-① ごみの発生抑制 I-1-② 再使用の促進 I-1-③ リサイクルの推進

70 ページ参照

4-2 地域別環境配慮指針

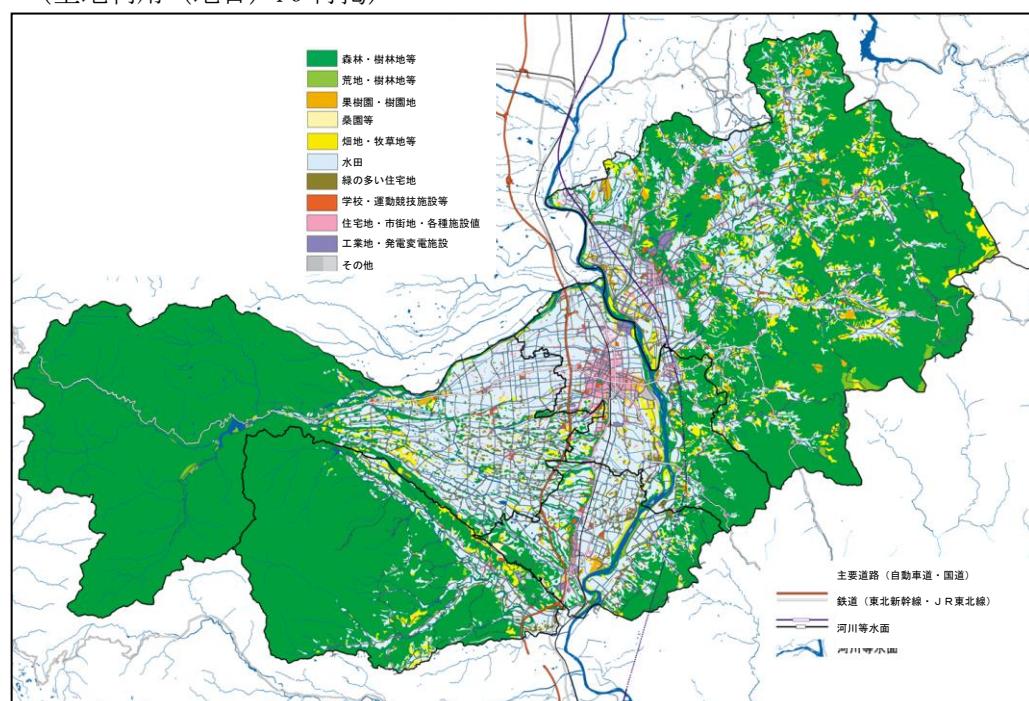
奥州市環境基本計画では、奥州市環境基本条例第10条第2項第6項に、地域特性に則した環境配慮指針を定めることになっています。

第1次奥州市環境基本計画では、合併後、間もないこともあり、地域（旧市町村）毎に地区別環境配慮指針を定めていました。

第2次奥州市環境基本計画では、地域（旧市町村）毎にも共通する点が多くあることから、奥州市全域を1つに捉え、土地利用状況及び周辺状況から、「市街地」、「農村部」、「里山・森林」の3つに分類し、環境面で配慮すべき事項を定めます。

なお、それぞれの地域単独で維持して行くことは困難なため、相互に関わりを持ちながら各地域の特性を生かし取り組むものとします。また、地域は固定化するものではなく周辺環境の実態に合わせて取り組んでいくものとします。

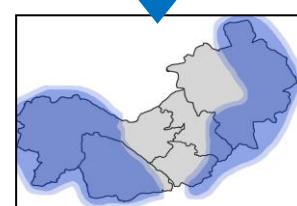
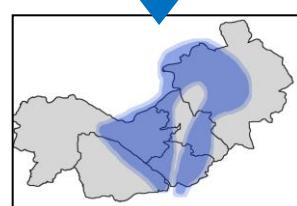
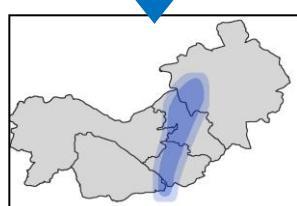
(土地利用（地目）P9再掲)

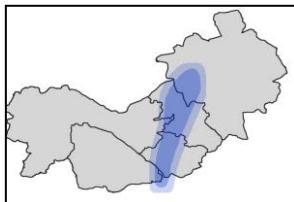


市街地

農村部

里山・森林





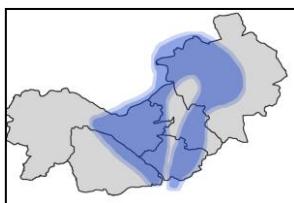
地域別環境配慮指針

市街地

地域別環境配慮指針に定める「市街地」は、比較的、人口が密集している地域とします。

日常生活を送る生活の場の中心であるとともに、商工業が集中する経済の中心でもあるため、市内のごみの総排出量に占める割合は高く、一人当たりの排出量も多い傾向が見られます。

生産、消費活動によって環境へ負荷をかけていることを再確認し、マイバッグの持参や使い捨て製品の使用抑制などを進め、環境負荷を軽減する都市づくりを進めます。



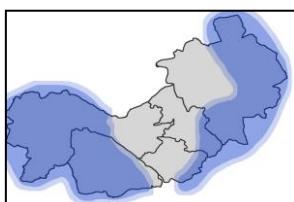
地域別環境配慮指針

農村部

地域別環境配慮指針に定める「農村部」は水田、畑などの農地が広がる地域とします。

奥州市の基幹産業である農業を支える地域で、安心・安全な食料の生産拠点でもあります。

清らかな水と豊かな土壌がこの地域の環境を作り上げる重要な要素であり、土づくり等を通じて、環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業を推進していきます。



地域別環境配慮指針

里山・森林

地域別環境配慮指針に定める「里山・森林」は人里近くの雑木林を中心とした周辺の田畠やため池を含んだ地域及び人工林を含む森林地帯とします。

身近に自然と接することができる貴重な地域で、安らぎを感じることができる地域です。

希少動植物を見ることができますが、野生動物のすみかと隣接した場所であることを認識し、必要な保護と共に野生鳥獣による被害対策をしていく必要があります。

乱開発を防止し、自然と共生できる安らぎのある空間づくりを進めます。

